

大阪府立高津高等学校・学校食堂内装工事及び空調設置工事委託の
公募型調達（1次選考）参加要項

大阪府立高津高等学校 創立100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う大阪府立高津高等学校・学校食堂内装及び空調工事施工事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、次の実施要項をご承知の上、実施スケジュールに記載の日時までに必要書類を提出してください。

●公募型調達実施要項

1、目的

この要項は、以下の業務をするための事業者を公募型調達方式により選定するため、必要な手続等を定めたものである。

2、業務概要

（1）業務名

大阪府立高津高等学校・学校食堂内装工事及び空調設置工事委託業務（以下「食堂内装等工事」という。）

（2）業務内容

「大阪府立高津高等学校・学校食堂内装工事及び空調設置工事委託の公募型調達（1次選考）仕様書」のとおり

（3）委託期間

食堂内装等工事についての契約締結日の翌日から平成29年8月末日まで

（4）発注者

実行委員会

〒543-0016 大阪市天王寺区餌差町10-47

（5）公募調達担当窓口

実行委員会内 クリエイトラボ委員会

※今回の公募型調達（1次選考）についての問い合わせは受け付けない。
提出書類のダウンロード等に支障がある場合のみ、以下のメールアドレス
(kozu100@kozu.cc) に連絡のこと。

3、事業者選定方式

募集方法は一般公募とし、実行委員会が設置する審査委員会の審査結果に基づき候補者を選定する。

4、参加資格

本調達に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単独の事業者又は複数の事業者等で構成する連合体とする。

- (1) 日本国内に事務所を有する法人・団体であること
- (2) 適切な建設業法（建設工事の種類）に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可があること（建築工事業、内装仕上げ工事、塗装工事、電気工事等）
- (3) 統括責任者や業務担当者については、「監理技術者」又は「主任技術者」等に該当する管理有資格を保有していること
- (4) 過去1年以内において同種業務を受託した実績があること
- (5) 破産法の規定による破産手続開始の申立て、民事再生法の規定による民事再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと並びに同条第6号に規定する暴力団の統制下にある団体に該当しない者であること
- (7) 国税及び地方税の未納、滞納等がないこと

5、スケジュール

- (1) 公募開始／2017年3月10日（金）
 - (2) 参加申込受付期限／2017年3月23日（木）午前12時必着とする
 - (3) 候補者選定／2017年3月24日（金）～31日（金）
 - (4) 公募型調達（1次選考）審査結果公表／2017年4月6日（木）発送
- ※着工、竣工のスケジュールについては仕様書を参照のこと。

6、参加表明の提出書類・方法

(1) 提出書類

以下の提出書類とする。

- ・参加表明書（様式1）
- ・申出書（様式2）
- ・事業者（構成員）の概要調書（様式3）

※（様式3）については、記載が必要な項目が確認出来る参考資料の添付でも可とする。

(2) 提出方法

以下の宛先への郵送のみとする。

大阪府立高津高等学校 創立100周年記念事業実行委員会
〒543-0016 大阪市天王寺区餌差町10-47

7、審査に関する事項

(1) 審査方法

実行委員会が設置する審査委員会において、書類審査を実施し、事業の実現性、業務遂行の実施体制と安定性等を総合的に審査した上で、食堂内装等工事委託の一般競争入札（２次選考）参加者を３者選定する。

(2) 実施日時及び場所

候補者３者に対し、食堂内装等工事委託の一般競争入札（２次選考）仕様書を郵送にて通知する。また、今回の対象となる学校食堂での現地説明会についても日時を設定して開催する。

※現地説明会の日程については、現在学校と調整中。

(3) 審査結果

審査結果は、参加者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、参加者は、審査の結果に対しての異議を申し立てることや、審査結果及び内容について説明を求めることはできない。

8、 契約手続き等

詳細は、一般競争入札（２次選考）募集要項に記載のこととする。

9、その他

(1)本調達への参加資格が無効となるのは、以下の場合とする。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ②提出書類等に不足があったもの。
- ③虚偽の内容が記載されているもの。
- ④高津高校、同窓会事務局への直接訪問、電話問い合わせ等を行ったもの。

(2)提出された書類については、追加・削除等を認めない。

(3)提出されたすべての書類は返却しない。

(4)本調達への参加に要する経費は、すべて参加者負担とする。

以 上